明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（総務九七）　二
〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一二一）　二
〔告　示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件（金融庁五三）　二
○除籍が滅失した件（法務六四三）　三
○日本国に帰化を許可する件（同六四四）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同六四五、六四六）　三
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件（厚生労働四一八）　四
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体の代表者の氏名を変更した件（同四一九）　四
○平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件（農林水産二四九三）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件を改正する件（経済産業二九二）　四
○登録調査機関の名称を変更する件（特許庁一八）　四
○平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示を改正する件（国土交通一四一三）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一四一四）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一四一五、一四一六）　五
○不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業の登録の更新を行った件（同一四一七）　六
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（同一四一八）　六
○非常用の照明装置の構造方法を定める件の一部を改正する件（同一四一九）　六
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一四二〇、一四二一）　七
〔国会事項〕
〔叙位・叙勲〕
〔資　料〕
平成二十八年十月中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、弁護士資格認定、適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分、酒類の地理的表示として山形を指定する件、公示送達関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他　二九